

宮崎労働局発表
令和4年11月14日

【照会先】
宮崎労働局労働基準部賃金室
室長 森 久美
室長補佐 吉田 恭
(代表電話)0985(38)8825
(直通電話)0985(38)8836

宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金が 改正されます！

宮崎労働局(局長 田中 大介)では、宮崎地方最低賃金審議会(会長 松岡 優子)の「特定(産業別)最低賃金」の改正決定にかかる答申を踏まえ、改定手続きを進めておりましたが、本日、官報に公示掲載されましたので、「自動車(新車)小売業最低賃金額」は令和4年12月14日から890円(引上額32円 引上率3.73% 額率共に過去最大)に改正されることとなりました。

なお、地域別最低賃金については、令和4年10月6日から時間額853円(引上額32円 引上率3.90% 額率共に過去最大)で発効しています。

件名	時間額	効力発生日
宮崎県自動車(新車)小売業最低賃金	890円	令和4年12月14日(水)

※①宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金

②宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

③宮崎県各種商品小売業最低賃金については、令和4年度の改正がありませんでしたので、令和4年10月6日から宮崎県最低賃金853円が適用されています。

※最低賃金の種類、改正手続概要は、裏面を参照ください。

1 最低賃金の種類

最低賃金には『地域別最低賃金』、『特定（産業別）最低賃金』の2種類があります。

(1) 地域別最低賃金

都道府県の単位（地域）ごとに定められ、業種や職種、雇用形態等にかかわらず全ての労働者に適用される最低賃金で、例年、10月頃、最低賃金額の改正がなされます。

(2) 特定（産業別）最低賃金

労働者又は使用者の代表の申出を端緒に、一定の事業若しくは職業に就く労働者に適用される最低賃金で、例年、12月から1月にかけて、最低賃金額の改正がなされます。

なお、特定（産業別）最低賃金を改正する場合、地域別最低賃金を上回る必要があります（最低賃金法第16条）。

2 改正決定手続の概要

(1) 地域別最低賃金の場合

第1回地方最低賃金審議会にて、金額改正の諮問



中央最低賃金審議会にて目安審議（目安の答申）



地方最低賃金審議会、専門部会にて調査審議（複数回開催）



答申（審議会会長→労働局長）



異議申立てのための公示（異議があれば審議会にて審議）



官報公示（原則、官報掲載日から30日後に発効）

(2) 特定（産業別）最低賃金の場合

関係労働者（又は使用者）の代表から改正決定の申出

地方最低賃金審議会にて、改正の必要性の審議

（全会一致の必要性有り）のみ金額審議（諮問）
必要性の答申に基づき、専門部会にて金額審議（複数回開催）



答申（審議会会長→労働局長）



異議申立てのための公示（異議があれば審議会にて審議）



官報公示（原則、官報掲載日から30日後に発効）



宮崎県最低賃金

令和4年10月6日から

時間額

853円

特定最低賃金の件名	時間額	効力発生效年月日
自動車（新車）小売業最低賃金	890円	令和4年12月14日から

※ ①宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金、
②宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、
③宮崎県各種商品小売業最低賃金については、
令和4年度の改定がありませんでしたので、10月6日から宮崎県最低賃金 **853** 円が適用されます。

注1 最低賃金には次の賃金は含まれません。

①賞与等の臨時の賃金 ②時間外労働等の割増賃金 ③精皆勤手当 ④通勤手当 ⑤家族手当

注2 自動車（新車）小売業最低賃金は次の労働者には適用されません。

①18歳未満又は65歳以上の労働者

②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の労働者（技能実習生はこれに該当しません）

③清掃又は片付けの業務に主として従事する労働者

④洗車又は納車取りの業務に主として従事する者

最低賃金に関するお問合せは、**宮崎労働局労働基準部賃金室**（☎0985-38-8836）、

または最寄りの**労働基準監督署**へ。



宮崎労働基準監督署

☎(0985)29-6000

延岡労働基準監督署

☎(0982)34-3331

都城労働基準監督署

☎(0986)23-0192

日南労働基準監督署

☎(0987)23-5277



スマホで確認！
宮崎労働局HP

●業務改善助成金 賃金の上げを支援します！！

[問合せ] 業務改善助成金コールセンター ☎0120-366-440

みやざき働き方改革推進支援センター ☎0120-975-264

[提出先] 宮崎労働局雇用環境・均等室 ☎0985-38-8821

最低賃金がチェックできます！

WEBで確認！

最低賃金制度

検索

年次別最低賃金額及び引上額・引上率一覧表

宮崎労働局 賃金室

業種 年度	地域別			肉製品・乳製品製造業			電気機械器具製造業			各種商品小売業			自動車(新車)小売業		
	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率	時間額	引上額	引上率
	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%	円	円	%
14	605	1	0.17	632	0	0.00	659	1	0.15	645	1	0.16	673	1	0.15
15	605	0	0.00	633	1	0.16	660	1	0.15	646	1	0.16	674	1	0.15
16	606	1	0.17	634	1	0.16	661	1	0.15	647	1	0.15	675	1	0.15
17	608	2	0.33	636	2	0.32	664	3	0.45	649	2	0.31	678	3	0.44
18	611	3	0.49	639	3	0.47	668	4	0.60	652	3	0.46	681	3	0.44
19	619	8	1.31	647	8	1.25	677	9	1.35	660	8	1.23	689	8	1.17
20	627	8	1.29	654	7	1.08	684	7	1.03	667	7	1.06	696	7	1.02
21	629	2	0.32	656	2	0.31	687	3	0.44	669	2	0.30	699	3	0.43
22	642	13	2.07	657	1	0.15	691	4	0.58	674	5	0.75	708	9	1.29
23	646	4	0.62	660	3	0.46	695	4	0.58	678	4	0.59	712	4	0.56
24	653	7	1.08	663	3	0.45	699	4	0.58	681	3	0.44	720	8	1.12
25	664	11	1.68	670	7	1.06	707	8	1.14	687	6	0.88	731	11	1.53
26	677	13	1.96	678	8	1.19	716	9	1.27	695	8	1.16	742	11	1.50
27	693	16	2.36	678	0	0	728	12	1.68	705	10	1.44	752	10	1.35
28	714	21	3.03	678	0	0	740	12	1.65	705	0	0	767	15	1.99
29	737	23	3.22	678	0	0	755	15	2.03	705	0	0	784	17	2.22
30	762	25	3.39	678	0	0	775	20	2.65	705	0	0	804	20	2.55
R01	790	28	3.67	678	0	0	800	25	3.23	705	0	0	828	24	2.99
R02	793	3	0.38	678	0	0	803	3	0.38	705	0	0	832	4	0.48
R03	821	28	3.53	678	0	0	831	28	3.49	705	0	0	858	26	3.13
R04	853	32	3.90	678	0	0	831	0	0	705	0	0	890	32	3.73

※ 肉製品・乳製品製造業最低賃金は平成27年から改正なし→平成27年10月16日から地域別最低賃金を適用。
 各種商品小売業最低賃金は平成2年から改正なし→平成28年10月1日から地域別最低賃金を適用。
 電気機械器具製造業最低賃金は令和4は改正なし→令和4年10月6日から地域別最低賃金を適用。